

第2章 施策の大綱

第1節 自然と共生するまち

(1) 計画的な土地利用

自然と調和したうるおいのあるまちをつくるため、新たな緑の創出を含め水と緑の保全を図り、秩序ある土地利用につとめます。

良好な都市機能・都市環境を有するまちの形成を図るため、長期的な視点に立った計画的な土地利用をすすめます。

地域の持つ特性や資源をいかした土地利用をすすめ、個性あるまちづくりをめざします。

(2) 水と緑の保全と活用

市内に残された斜面林、屋敷林、河川、湧水などの水と緑を構成する自然環境の保全と再生につとめ、近隣市町と連携し、生物多様性を確保したピオトープネットワークの形成を図ります。また、市民とともに自然を守るための体制づくりにつとめ、水と緑の豊かなまちづくりをすすめます。

市内に残る多くの緑地、湧水など水と緑の拠点と、歴史・文化遺産の拠点とをつなぐ施設整備を行い、自然と歴史・文化遺産の保全と活用を図ります。

公共施設の緑化、街路樹の整備を推進し、新たな緑の創出を図るとともに、自然景観や地形などの地域の特性をいかながら、緑の保全・創出、スポーツ・レクリエーション、防災など特色ある公園の整備とその適正な配置、維持管理につとめます。

生態系に配慮した河川整備をすすめるとともに、都市機能の整備を含めた水辺や調節池の複合的な活用を図り、水辺に親しめるまちづくりをすすめます。

(3) 生活環境の保全

生活に快適な環境を維持・保全していくため、省エネルギーや太陽熱利用などの新エネルギーの導入を含めた資源の有効活用をすすめるとともに、市民、事業者、行政が一体となって環境問題を身近に認識し、活動することのできる体制の整備と環境教育を推進し、環境にやさしいまちづくりをすすめます。

廃棄物等の発生抑制、再資源化を市民、事業者、行政が一体となってすすめるとともに、環境に負荷をかけない適正な廃棄物等の処理体制の強化を図り、循環型社会の形成につとめます。また、最終処分場の確保や廃棄物等の処理における企業責任等の明確化について、国・県への要請を含め、検討していきます。

大気汚染や水質汚濁など各種公害に対する監視、規制の強化を図るなど、公害防止体制の整備をすすめます。

第2節 安全で快適に暮らせるまち

(1) 市街地の整備

各駅周辺においては、利便性をいかして、商業・業務機能や文化・娯楽機能などの複合的な機能の集積を図ることにより、魅力と活気のある都市空間を形成していきます。

既成市街地については、市民参画のもと、身近な生活関連施設の整備や防災上の安全性を高めるなど地域の課題や特性に対応した住環境整備と活性化をすすめます。

新市街地については、地域住民の理解と協力のもと、土地区画整理事業などの計画的な整備をすすめ、都市機能の充実と快適な市民生活の実現をめざします。

歴史や文化、自然環境などに配慮しながら、市民や企業の協力によって美しいまちなみを創出していきます。そのため、道路や公園など各種公共施設の整備が、景観づくりに先導的役割を果たすようにつとめます。

(2) 道路・交通環境の整備

道路・交通環境の改善を図るため、総合的な道路・交通体系を確立し、福祉や環境に配慮しながら計画的な整備をすすめます。

生活道路については、歩行者専用道路を含め、自動車依存型の整備からだれにもやさしい歩行者優先の整備をすすめます。また、地区幹線道路については、公共施設や駅などの主要施設を結ぶ市内循環道路として整備をすすめます。

広域幹線道路の整備の促進を要請するとともに、環境に配慮した東西交通新システムの実現に向け、関係自治体とともに関係機関に働きかけていきます。

市民の交通利便性向上のため、バス路線の一層の充実や、歩行者や自転車の安全性の確保など、総合的な市内交通環境の改善をすすめます。また、東武東上線・地下鉄有楽町線については、輸送力の増強など利便性の一層の向上とともに、高齢者や障害者に配慮した駅舎などの改善について、沿線自治体と共同して関係機関に要請を行っていきます。

安全な道路整備をすすめるとともに、交通安全意識の高揚や交通安全施設の整備・拡充を行うなど、総合的な交通安全施策をすすめていきます。

駅周辺の放置自転車や自動車の路上駐車を解消し、まちの美観と安全性の向上を図るため、利用者のモラル向上を図るとともに、自転車・自動車駐車場などの施設整備をすすめます。

(3) 上水道の整備

良質で安全な水の安定した供給を図るため、水源地域の環境保全に配慮するとともに、節水に対する市民の理解と協力を求め、水資源の確保と有効な活用をすすめます。また、災害時における水の供給確保のため、給水施設等の耐震工事や老朽化した水道管の計画的な更新をすすめます。

(4) 下水道の整備

快適な生活環境の確保と河川の水質保全を図るため、既成の市街地や土地区画整理事業施行区域において公共下水道の整備をすすめ、市街化区域内の完全整備と水洗化を推進します。市街化調整区域内においては、地域の特性を考慮しながら特定環境保全公共下水道や合併浄化槽などの手法により、地域環境の保全を図ります。

都市型水害防止のため、河川整備などとの整合を図りながら、公共下水道雨水幹線の整備をすすめていきます。また、水害の防止と湧水をはじめとする本市の豊かな自然環境を取り戻すため、宅地内などでの雨水利用、地下浸透処理を促進します。

(5) 防災・防犯対策の充実

地震、水害、火災などの災害から市民の生命、財産を守り、災害に強いまちづくりをすすめるため、関連施設や設備の整備・改善をすすめるとともに、市民の防災意識の高揚や自主防災活動の促進など、防災体制の確立を図ります。

あらゆる犯罪から市民を守り、犯罪が起きない安全なまちづくりをめざし、関係機関・団体と連携して、市民への防犯意識の高揚や防犯体制の充実を図ります。

(6) 火葬場・斎場の整備

上福岡市、大井町、三芳町と連携し、地域住民の理解と協力を得ながら、地域環境との調和に配慮した火葬場・斎場の整備をすすめます。また、墓園についても検討していきます。

第3節 健康で安心して暮らせるまち

(1) 健康づくりの推進

生活習慣病の低年齢化や長寿化がすすむ中で、健康づくりへの正しい知識を持ち、適切な自己管理による健康が保たれるように、保健医療機関や社会教育機関との連携、地域団体との協力関係をより一層強めながら、健康増進や疾病予防のための支援を行います。

すべての市民が健康な日常生活を送ることができるよう、疾病の早期発見のために検診実施機関等と連携をとり、検診の効果、向上を図り、さらに健康相談、健康教育など生涯にわたる保健サービスの充実につとめます。

(2) 地域医療体制の充実

市民一人ひとりが必要とする医療サービスが受けられるよう、地域の身近な診療施設と大学病院や専門病院など高度機能病院との相互の連携や地域医療に関する情報提供の充実につとめます。また少子・高齢化や雇用形態の多様化がすすむ中で、公的医療保険制度の充実を国に要請していきます。

市民が緊急時に、迅速で適切な医療サービスが受けられるよう、休日・夜間救急医療体制の充実につとめます。

(3) 地域福祉推進体制の充実

福祉問題への関心を高める事業や幅広い福祉活動への支援、地域の拠点施設の整備などを通して、市民とともに福祉活動を推進します。

高齢者や障害者が、安全で安心した生活が送れるように道路をはじめ各種の公共施設や商店、住宅のバリアフリー化やユニバーサルデザインの考えを基本としたすべての市民にやさしいまちづくりをすすめます。

(4) 児童福祉の充実

子どもの健やかな成長と権利を保障するために、保護者の経済的負担軽減を図るとともに、施設整備や情報提供、相談機能、ふれあいの機会を設けるなど地域での総合的な子育て支援体制の確立につとめます。

就労する母親の増加や就労形態の多様化、核家族化に対応した保育内容の充実や保育所整備をすすめます。

保護者が昼間家庭にいない児童を対象とした放課後児童健全育成のための環境整備を行います。また、青少年が仲間づくりや生活体験を通して、健全な育成を図ることができるよう、幅広く市民と連携しながら、社会参加の拡充や施設の整備をすすめます。

(5) 高齢者福祉の充実

高齢者が、ゆとりと生きがいをもった生活を送ることができるよう、身近な地域で多様な活動に参加するなど新たな社会参加と就業の拡充の支援を行います。

福祉・保健・教育機関等の連携や市民の協力のもとに介護予防や自立支援のためのさまざまな事業をすすめます。また、介護保険制度等の適切な運用によって、介護を必要とする高齢者やその家族が安心して生活できるよう、施設整備や福祉・保健・医療等のサービスを提供できる体制を整えていきます。

(6) 障害者福祉の充実

障害の早期発見と治療、機能回復訓練をすすめるとともに、保育・教育の一貫した体制の整備をすすめます。

障害者の自立を促し、日常生活を支援するために、在宅サービス等の充実や援護施設の整備をすすめるとともに、地域社会の一員として活躍できるよう社会参加の促進や就労機会の確保につとめます。

地域に住む人だれもが、障害の有無にかかわらず、地域の中で共に支えあいながら暮らせるノーマライゼーションのまちづくりをすすめます。

(7) 生活援護の充実

傷病や障害、高齢等により生活に困窮する世帯に対して、健康で文化的な生活の保障と自立を図るため、生活相談や指導、援護の充実につとめます。

高齢者や障害者などの安定した生活を保障するため、「世代と世代の助けあい」という相互扶助を基本とした公的年金制度の周知と制度の充実を国に要請していきます。

第4節 心豊かな文化を育てるまち

(1) 人権の尊重

あらゆる差別や偏見のない地域社会をつくるために、すべての市民の基本的な人権の保障を基本に据えた行政施策をすすめます。

すべての市民の人権意識の高揚を図るため、広範な人権問題にかかわる教育・啓発活動を推進します。

(2) 生涯学習推進体制の充実

少子・高齢化社会や高度情報化社会の到来、地球的規模での環境破壊や産業構造の変化など、著しい社会変化の中から起こる課題の解決のために、さまざまな生涯学習関連事業を計画的、総合的にすすめることができるよう、推進体制の充実を図ります。

市民参画による生涯学習を推進し、市民の広範な人材活用をすすめます。また、公共施設それぞれの役割・機能を充実させながら、各施設間の連携や相互補完を図るとともに、市内外との情報ネットワークを構築し、幅広い市民活動を支援する体制の整備をすすめます。

(3) 学校教育の充実

社会の変化が著しく進展する中で、新しい時代を生きる児童生徒の発達段階に応じた基礎・基本の確実な定着や体力の向上を図るとともに、心の教育を充実し、一人ひとりの個性と創造性を伸ばす教育を、家庭と地域との連携を図りながらすすめます。

障害をもつ児童生徒においても、一人ひとりの障害に応じた適正な教育をすすめて、個々の可能性を伸ばすとともに、交流教育を推進し、社会参加への意欲や自立のための能力形成につとめます。

児童生徒の心のケアをはじめ、国際化、情報化といった時代の変化への対応や地域の特性をいかした教育に関する調査研究を推進するとともに、研修を充実し教職員の資質向上につとめます。

幼児の心身の発達を助長するため、家庭との連携を図りながら、幼児教育の振興を図ります。

教育の機会均等の観点から、高等教育をはじめ教育を受ける機会を保障するための経済的支援をすすめます。

学校施設の改修を計画的にすすめるとともに、余裕教室をはじめ学校施設の有効活用を図りながら、地域とともに歩む学校運営を推進します。

(4) 市民文化の創造

市民の多様で高度化する文化活動を支援するために、さまざまな教育・文化施設の整備や設備の充実につとめます。

文化活動を通じた市民による交流や創作・発表の機会をつくり、富士見の特色あふれる新たな市民文化の創造につとめます。

幅広い市民文化活動を支えるための市民による組織づくりと文化行政の推進体制づくりをすすめます。

(5) 文化財の保存と活用

各種文化財の調査研究を通して、保存・継承につとめます。

歴史公園や資料館の整備、充実を図り、学校や社会教育機関等との連携を強めながら、市民の文化財保護への関心や郷土への愛着を深めるなど、地域を活性化する資源としての活用を図ります。

(6) 社会教育の充実

社会の変化とともに多様化、高度化する市民の学習要求に応じた学習機会を設け、市民の自主的な学習活動を支援するための情報の提供や相談体制の充実につとめます。

市民による多様な学習活動を通して、活力あふれる地域を生み出す拠点となる社会教育施設や設備の整備をすすめます。

(7) 生涯スポーツ・レクリエーションの充実

市民の生涯にわたる健康づくりを促進するために、年齢や体力に応じた各種のスポーツ・レクリエーションに親しむ機会をつくります。

市民の自主的なスポーツ・レクリエーション活動を支援するために、施設の整備をすすめるとともに、指導者の養成や情報提供の充実につとめます。

(8) 国際交流の推進

市内に居住する外国籍市民が、安心して生活できる環境整備をすすめます。

国際化がすすむ時代にあって、さまざまな国や地域の人々との交流を推進し、異文化への理解を深め、国際協調と平和の確立を図る活動を推進します。

第5節 活気に満ちた産業のあるまち

(1) 農業の振興

畑地帯、水田地帯の特徴をいかした適地適応型農業の確立と優良農地の保全につとめるとともに、農産物の高付加価値化を図り、豊かな食糧生産の実現をめざします。

安全な食生活の実現のため、有機農法などの農業の展開を図るとともに、生産者と消費者の連携による循環型体制の確立をめざします。

農地の生産性を高めるため、ほ場の大区画化、用排水施設の整備や農地の汎用化による農業基盤の整備をすすめるとともに、大型機械の効率的な利用等による生産コストの低減を図り、農業経営の安定化を促進します。

活力ある地域農業を確立するため、後継者の育成につとめるとともに、農業体験や技術研修等を通じ、女性、高齢者などを含めた多彩な新たな担い手の育成を図ります。

生産者、農業団体、消費者、関係機関と連携を図り、市内農産物の地域内消費を推進するとともに、農産物直売所の設置や市民農園の整備など多様な農業の展開をすすめます。

(2) 商工業の振興

経営の近代化、後継者の育成、商店街の活性化を支援するとともに、商工会、商店会などと連携して、消費者に親しまれる地域に密着した商店街の環境整備につとめ、地域内消費の推進を図ります。また、市内商業者を含め、交通立地をいかした沿道サービス型商業の誘致を図り、商圈の拡大と地域の活性化をめざします。

工業経営の安定化と地場産業の振興のため、中小企業の経営基盤の強化、人材の育成等への支援を行うとともに、住工混在の解消につとめます。また、情報通信、流通、サービスなど幅広い分野における都市型産業の導入を図り、均衡ある産業の振興をめざします。

(3) 観光の振興

水と緑に恵まれた自然資源や水子貝塚公園、難波田城公園に代表される多くの歴史的文化遺産など本市の特性をいかした観光施設の整備をすすめ、これら施設を結ぶ交通網の整備とあわせ、観光基盤の充実を図ります。また、イベントの開催や観光情報の提供等により、まちの活性化を図るとともに、農業、商工業の振興をあわせて推進します。

(4) 消費生活の充実

消費者が主体的に自らの生活を守れるよう、県や関係団体と連携し、正しい商品知識など情報提供を行うとともに、相談業務の充実を図り、消費生活の安定化と向上につとめます。

(5) 勤労者福祉の充実

勤労者のゆとりある生活の実現を図るため、就労機会の拡充、高齢者、障害者、女性の雇用促進、勤労者の福利厚生の実現につとめます。

第6節 市民と行政が共につくるまち

(1) 市民自治の拡充

市民一人ひとりが個人として尊重され、豊かな個性を開花できるいきいきとした地域社会をつくるため、市民参画を基本とした行政運営をすすめ、市民自治の拡充を図ります。

ボランティアや非営利団体との協力をすすめるとともに、企業等にも地域社会の一員としての役割を求めていきます。

広報活動や情報公開制度の充実により市民に適切な情報提供を行うとともに、広聴活動や市民相談機能の充実を図り、市民の意向を反映した行政運営につとめます。

(2) コミュニティの推進

市民がさまざまな活動を通して交流、連携することにより、自治意識が醸成されるような身近な地域社会の形成を図ります。そのため、組織や施設等の条件整備をすすめ、地域活動の推進と支援を行っていきます。

(3) 男女共同参画の推進

男女が、社会生活における対等なパートナーとして共に責任を担いつつ、その個性と能力を十分発揮することができるよう、男女共同参画を推進します。そのため、男女共同参画基本法に沿って市民とともに男女共同参画計画を推進し、総合的な施策をすすめます。

(4) 広域行政の推進

市民の行動圏、生活圏が拡大することにより行政需要が多様化、高度化しているため、広域的な視点に立った施策を展開し、合理的な行政サービスをすすめていきます。また、近隣自治体をはじめ、県や他の自治体との連携により、地方分権の時代にふさわしい相互協力体制を強めていきます。

上福岡市、大井町、三芳町との合併については、2市2町で構成する合併協議会の議論を含めて市民の意向把握につとめ、その方向性を検討し、決定していきます。

(5) 計画的な総合行政の推進

市民の生活向上をめざして、多様な行政需要に対応したサービスの提供につとめます。このため、社会情勢や市民要望の変化に応じて、公共工事を含めた事務事業の見直しを行います。また、職員の政策形成能力や事務処理能力等資質の向上、庁内事務の情報化等をすすめ、計画的で効率的な総合行政をすすめていきます。

行政内部の連携と連絡を密にし、課題に対して適切で柔軟に対応できるような組織、体制の形成を図ります。

(6) 自治の拡充と財政基盤の確立

地方分権による自治の拡充をめざし、制度改正を含め、国、県への要請を行っていきます。

市税収入をはじめとする自主財源の安定的な確保につとめるとともに、長期的視点に立った計画的で効率的な財政運営をすすめ、健全な財政を確立していきます。